

入札件名：中国地域における知財支援人材の育成に関する調査・研究事業

本件に係る資料は、以下記載の資料番号1～15から構成されており、紙配付は行っていないため、統一資格審査申請・調達情報検索サイト及び中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

なお、入札説明会に参加の際は、各自、持参すること。

【統一資格審査申請・調達情報検索サイトからダウンロードする資料】

| 資料番号 | 資料名 |
|------|--------|
| 1 | 入札公告 |
| 2 | 仕様書 |
| 3 | 評価項目一覧 |
| 4 | 契約書案 |

【中国経済産業局ホームページ（※）からダウンロードする資料】

| 資料番号 | 資料名 |
|------|---------------------------------------|
| 5 | 中国経済産業局入札心得 (総合評価落札方式 電子調達システム対応版) |
| 6 | 予算決算及び会計令(抜粋) |
| 7 | 応札資料作成要領 |
| 8 | 評価手順書(加算方式) |
| 9 | (様式1) 質問状 |
| 10 | (様式2) 入札参加表明書【電子入札の場合】 |
| 11 | (様式3) 入札書[紙による入札の場合] |
| 12 | (様式4) 理由書[紙による入札の場合] |
| 13 | (様式5) 委任状[紙による入札の場合] |
| 14 | (様式6) 提案書ひな型 |
| 15 | (様式7) 見積書 |

※http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html
(中国経済産業局>調達情報>入札公告関係資料>1. 総合評価落札方式)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。本公告に基づく入札については、関係法令、中国経済産業局入札心得（資料番号5、以下「入札心得」という。）及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

また、入札手続は、原則、電子調達システムを利用するものとし、システム障害等が発生し電子調達システムが利用できない場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

平成29年9月12日

支出負担行為担当官
中国経済産業局総務企画部長 井上 裕章

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

中国地域における知財支援人材の育成に関する調査・研究事業

(2) 仕様、履行期限及び納入場所等

別紙仕様書（資料番号2）のとおり。

(3) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、本件については入札に併せて提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（資料番号6、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(3) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

資料番号1～15のとおり。本件に係る資料は以下の方法により入手することとし、入札説明会等での紙配付は行わないので注意すること。

ア. 表紙及び資料番号1～4

統一資格審査申請・調達情報検索サイトの「調達情報検索（日本語）」から「一般競争入札の入札公示（WTO対象外）」を選択し、必要な情報を入力又は選択し本件を検索の上、本件の「調達

資料」を必ずダウンロードすること。

<http://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

イ. 資料番号5～15

中国経済産業局ホームページから必ずダウンロードすること。

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※1. 総合評価落札方式のものをダウンロード

(2) 入札説明会の日時及び場所

平成29年9月20日(水) 11時00分

中国経済産業局 第5会議室(広島合同庁舎3号館1階)

(3) 質問期限

平成29年9月29日(金) 17時00分

仕様書、提案書、評価項目一覧表等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ、様式1質問状(資料番号9)を添付しメールにて提出すること。

なお、電子調達システムを使用しての質問は不可とする。

(4) 提案書等・入札書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア. 提案書等・入札書の提出期限

平成29年10月5日(木) 17時00分

イ. 提案書等の提出場所及び提出方法

本公告末尾に記載の連絡先へ、以下に示す提案書等の資料を提出(持参)すること。

なお、提案書等の電子調達システムを使用しての提出は不可とする。

・提案書(紙資料7部)

資料のサイズはA4判カラーにすること。ただし、特別に大きな図面等が必要な場合は、A3判にて提案書の中に折り込むこと。

・評価項目一覧(資料番号3)の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの(提案書と同一部数)

・平成28・29・30年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し(1部)

ウ. 入札書の提出場所及び提出方法

【電子調達システムによる提出】

政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>)から「入札業務」へログイン後、「調達案件検索」から本件を検索し、まず「証明書・提案書等提出」画面にて様式2入札参加表明書(資料番号10、以下「表明書」という。)を提出し、次に「入札(見積)書提出」画面にて入札書を提出すること。

※電子調達システムにより入札書を提出するためには、先に「証明書・提案書等提出」画面にて表明書を提出しなければならないことに注意する。

[紙による提出]

やむを得ない理由により電子調達システムによる提出により難しい場合には、本公告末尾に記載の連絡先へ、提案書等と合わせて様式3入札書(資料番号11)及び様式4理由書(資料番号12)を紙により提出(持参)すること。

※入札書を入れる封筒には入札書のみを入れ、密封し、その封筒の表に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び件名を記載して提出すること。提案書等の他の資料は同封しない。

エ. 留意点

・代理人による入札の場合、電子調達システムにより入札書を提出する者は同システムで定め

る委任手続を行い、紙により入札書を提出する者は様式5委任状（資料番号13）を提出すること。

- ・提案書等は、応札資料作成要領（資料番号7）及び様式6提案書ひな型（資料番号14）を確認の上作成すること。
- ・提出した提案書等・入札書は、変更及び取消しをすることができず、また、返却は行わない。
- ・提案書等の作成に要する費用は入札者の負担とする。
- ・提出した提案書等について中国経済産業局から説明を求められた場合は、入札者の責任において速やかに説明しなければならない。

(5) 入札者による提案書等の説明（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは実施しない

(6) 開札の日時及び場所

平成29年10月12日（木）10時00分

中国経済産業局 第2会議室（広島合同庁舎2号館2階）

開札を行った結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合、紙により入札書を提出した者は上記の開札場所において、電子調達システムにより入札書を提出した者は同システムにおいて再度の入札を行うこと。

なお、再度入札の提出期限までに入札のない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

※電子調達システムにより入札書を提出した者は、同システムの『入札（見積、落札）状況確認』画面及び『開札結果確認』画面にて、開札の状況を確認できる。

(7) 電子調達システムの利用範囲

電子調達システムは、上記（4）ウ．入札書の提出場所及び提出方法並びに（6）開札の日時及び場所のみ利用するものとし、それ以外の機能については利用不可とする。

4. 入札の無効

入札心得第11条に該当する入札は無効とする。

5. 落札者の決定方法

入札心得第14条から第16条に基づき落札者を決定する。

なお、総合評価点の点数配分は以下のとおり。評価方法の詳細については評価手順書（加算方式）（資料番号8）を参照のこと。

総合評価点＝技術点（100点）＋価格点（50点）

6. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

7. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、様式7見積書（資料番号15）を参考とすること。

(2) 契約書

落札者は、契約書案（資料番号4）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札すること。

○請負契約書（請負契約）

http://www.chugoku.meti.go.jp/info/bid/tender_notice_doc.html

※3. 契約書等フォーマット 請負契約心得をダウンロード

8. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. 問合せ先

(1) 電子調達システムに関する照会先（操作方法等）

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP電話等を御利用の場合）

FAX 017-731-3178

受付時間 平日8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年始年末を除く。）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

(2) その他、本件に関する連絡先（提案書等、紙による入札書、質問状等の提出先）

〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局 地域経済部 産業技術連携課 知的財産室

担当者：大谷 孝一郎、中司 光

電話 082-224-5680（ダイヤルイン）

E-mail ohitani-koichiro@meti.go.jp、nakatsuka-hikaru@meti.go.jp

実施計画書（仕様書）

1. 事業名

中国地域における知財支援人材の育成に関する調査・研究事業

2. 背景・目的

中国経済産業局では、中国地域知的財産戦略本部が平成26年度から平成28年度の3年間で実施してきた活動及び事業等の成果・効果等について、分析及び評価（総括）を行うとともに、それらの結果を基に、今後の中国地域における中長期的な知的財産施策のあり方を検討する調査事業において、地域中小企業への知財意識の浸透・定着に向けた効果的な手法として「知財の効果・価値」の実感を目的とした知財と経営を一体とした支援及び、そのための人材育成の必要性についての提言を得た。

具体的には、当該調査において、地域の支援窓口の一つである「知財総合支援窓口」では「知財制度に関する情報提供や手続き支援」は行われているものの、企業が重要課題として挙げる「営業力・販売力の強化」や「技術力の強化」に対応した支援は十分ではないとの調査結果が出された。いわゆる知財専門家は企業経営やビジネスに関する知見が十分でなく、この点は中小企業診断士など経営のわかる専門家が強みとしている。

一方で、これらの専門家は、知財に対する知見が十分ではない。そこで、企業の重要課題への対応を切り口とした支援を実施する中で、知財の重要性を実感し、定着させる（知的財産経営）ため、各専門家が連携し、相互補完しながら企業支援する役割を担うことが望まれる。

そこで、中小企業診断士などを知財支援人材として育成するため、知財支援人材として必要なスキル、知財専門家とのペアリングによる支援手法や育成方法について検討し、今後の地域における知財支援人材育成をするための手法について、取りまとめることを目的とする。

3. 事業実施期間

契約締結日から平成30年2月28日（水）

4. 事業内容

(1) 中小企業診断士へのアンケート及びヒアリング調査

中小企業診断士の活動実態の把握等を行うため、中国地域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）の中小企業診断士に対し、アンケート調査を行う。

そのうち有益な回答のあった中小企業診断士へヒアリング調査を実施する。

(2) 中小企業診断士を対象とした勉強会について

弁理士・中小企業診断士の資格を有する者を講師とし、中小企業診断士（5名程度）を対象とした勉強会を広島市において開催する。

勉強会は、講師による一方通行による知的財産権制度の説明だけではなく、講師と参加者とのディスカッションを含めた内容とする。

(3) 知財支援人材育成手法についての検討

(1) の調査・分析結果、(2) をもとに知財人材育成手法について、有識者による委員会で検討を行い、知財人材育成手法について取りまとめる。

5. 調査実施方法

(1) 公開情報調査

書籍や調査報告書、インターネット情報等を参考に本調査に必要な情報を事前に収集し、整理を行う。

(2) アンケート調査

中国地域の中小企業診断士（企業内中小企業診断士は除き、金融機関内中小企業診断士は含む）100名程度に対して、アンケート調査を行う。

アンケート項目については有識者による検討委員会でのコメント及び以下の観点に基づき作成すること。

<主な観点>

- ・中小企業診断士の企業支援の実態の把握
- ・企業コンサルでの知的財産に関するアドバイス内容の把握 等

<留意事項>

- ・アンケートの作成、送付、回収、取りまとめ、分析作業を行うこと。
- ・アンケートの作成にあたっては、アンケート項目を盛り込んだ問票（案）を作成し、局担当者に提示の上、了承を得ること。
- ・アンケートは、簡便な選択式の問いと、自由意見を書き込みが可能な問いとを組み合わせる等の工夫を行うこと。
- ・アンケートは契約後に別途当局から譲渡する封筒（角形2号）に封入し、返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、送付対象に送付し、回収すること。
- ・調査票における趣旨・用語の説明の追加や、回収方法を平易にするように努めるとともに、回収にあたっては未回答者に対し本調査への協力を依頼（督促）するなど、回収率アップするための工夫をすること。

(3) ヒアリング調査

上記(2) アンケート調査結果等により有益な回答があった中小企業診断士10名程度に対して、ヒアリングを行うこと。

<留意事項>

- ・1回2時間程度のヒアリングを実施すること。
- ・ヒアリング対象となる中小企業診断士との連絡調整、ヒアリングの進行、議事録の作成等、ヒアリング調査に必要な作業を事業者が行うこと。

(4) 中小企業診断士を対象とした勉強会の運営について

弁理士・中小企業診断士の資格を有する検討委員を講師とし、中小企業診断士(5名程度)を集めた勉強会を広島市において開催する。

勉強会のテーマについては、検討委員会にて有識者による検討を行うこととするが、弁理士・中小企業診断士が、企業に対して、知財の専門家として、中小企業支援の専門家としてのアドバイスを行っているかなどを参加者とディスカッション形式の勉強会とする。

<勉強会関連作業>

- ・中小企業診断士を対象とした勉強会を実施するため、10人規模が入れる近隣の会議室を予約手配(備品手配含む)、支払いを行うこと。また、開催日は平日に限らないことに留意すること。
- ・講師、参加者との連絡調整を行うこと。また、講師へ旅費・謝金を支払うこと。
- ・勉強会当日の会場設営、資料準備等を行うこと。
- ・勉強会終了後は、勉強会の内容、参加者から出された意見等をまとめた報告書を作成し、局担当者へ提出すること。

(5) 委員会による検討

上記調査の分析や今後の知財支援人材育成手法を検討するため、有識者による委員会を設置する。当該委員会では、調査に関する検討・分析のほかに、これらの結果を踏まえて、中国地域における知財支援人材育成手法について検討を行うとともに、育成手法を取りまとめる。委員は3名とし、委員会は3回開催(1回2時間程度)する。また、開催場所は当局会議室とすること。

<委員会関連作業>

- ・委員会において必要な情報を取りまとめるとともに、議題の設定や配布資料の作成を行い、事前に局担当者へ提示の上、了承を得ること。

- ・委員への日程調整、資料の事前送付等の連絡、調整を行うこと。また、委員への旅費・謝金の支払い等の一切の運営業務を行うこと。
- ・委員会当日の会場設営、資料準備等を行うこと。
- ・委員会終了後遅滞なく委員会議事録を作成し、局担当者に提出すること。

(6) 調査報告書取りまとめ

本調査全般に関する調査報告書を取りまとめる。報告書の作成にあたっては、局担当者と十分な打合せを行うこと。

6. 留意事項

- (1) 本調査の具体的内容や進め方等について、局担当者と十分な打合せを行うこと。原則、打合せ場所は当局とする。
- (2) 調査の進捗状況及びその他調査に関する情報は随時局担当者に報告すること。
- (3) 報告書に記載する図面、写真、文章等を他の文献から引用する場合には、出典を明記するとともに、著作権者から報告書やウェブでの公開についての転載許諾を得ること。
- (4) 本調査において生じた作成資料、納入物にかかる一切の権限は、当局に属するものとする。また、著作者人格権その他の人格権は行使しないこと。
- (5) 本事業により知り得た情報を許可なく外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (6) 事業完了後、速やかに請負業務完了報告書を提出すること。

7. 提出物

各調査の調査結果（中間成果物、アンケート結果等）、勉強会開催報告書、委員会資料の電子媒体一式（CD-R もしくは DVD-R に収納したデータ）及び請負事業完了報告書（紙媒体）を提出すること。

8. 納入物

調査報告書の電子媒体一式（CD-R もしくは DVD-R に収納したデータ）

9. 納入期限

平成 30 年 2 月 28 日（水）